

(制定)国空乗第129号  
平成18年6月21日  
(最終改正)国空航第3037号  
令和4年3月29日

専門学校等の航空整備士養成機関と航空会社等が連携して行う  
教育訓練方法に関する基準

国土交通省航空局安全部安全政策課

# 専門学校等の航空整備士養成機関と航空会社等が連携して行う 教育訓練方法に関する基準

## I 趣 旨

専門学校等の航空整備士養成機関における教育訓練とその後の航空運送事業者又は航空機整備事業者における教育訓練の連続性を確保するための教育訓練方式に関する基準を、航空従事者養成施設指定申請・審査要領を補足する細則として、以下のとおり定める。

## II 総 則

1. この規定は、航空整備士又は航空運航整備士に係る指定航空従事者養成施設であって、専門学校、大学等一般の教育訓練を行う機関(以下、「一般教育機関」という。)について適用する。
2. この規定を適用することが適当でないと認められる場合には、当該養成施設について同等以上の教育訓練・審査が確保されるとして航空局安全政策課長が承認する他の方法によることができる。

## III 航空会社等の施設又は教官を用いて行う教育の取扱いについて

航空法施行規則第50条の4各号の基準に関し、一般教育機関が航空運送事業者又は航空機整備事業者(以下、「航空会社等」という。)の施設又は教官を用いて一部の教育を行う場合の要件は、以下のとおりとする。

### 1. 一般教育機関が航空会社等に教育の一部を委託する場合の要件

一般教育機関は、以下の要件に適合する場合であって航空局安全政策課長が承認したときは、航空会社等に委託して一部の教育を行うことができるものとする。

#### (1)委託する教育の要件

委託する教育の時間数は、課程毎に、全体の教育時間の30%程度であること。

#### (2)受託者(航空会社等)の要件

- ① 受託者は、受託する教育に関して航空法第29条第4項の指定を受けている者であること。
- ② 受託者は、受託する教育を行うにあたり、当該指定に係る教育施設のほか、航空法施行規則第50条の4第6号の基準及び航空従事者養成施設指定申請・審査要領の該当する基準に適合しているとして航空局安全政策課長が認めた施設を用いることができる。
- ③ 受託者は、受託する教育を行うにあたり、当該指定に係る教官のほか、受託者の職員であつて航空法施行規則第50条の4第3号、同第4号の基準及び航空従事者養成施設指定申請・審査要領の該当する基準に適合しているとして航空局安全政策課長が認めた者を教官として用いることができる。

(3) 委託者(一般教育機関)の要件

- ① 委託者は、自らが行う教育の内容に照らして、受託者が適切な体制を有していることについて、委託を開始する前に監査を実施すること。
- ② 委託者は、受託者の教官・教育施設の質、教育の実施状況等に関し、適切に管理すること。また、このための体制を備えること。
- ③ 委託の内容(教官・教育施設等を含む)、教育の方式、委託管理の方法等については、航空法施行規則第50条の3第3項第3号、同第4号、同第6号、同第7号、同第9号等の事項に関し、教育規程に「教育の委託」の項を設けて規定すること。
- ④ 上記②③の規定により用いる教官については、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第2部第1項(4)④及び同(5)④の規定の適用に関し、当該受託する教育を行うにあたって教育規程及び教育訓練技法について必要となる任用教育を実施しなければならない。
- ⑤ 技能審査は委託者自らが行うものであること。

(4) 航空局安全政策課は、上記Ⅲ1. の承認にあたって、委託者及び受託者を対象として、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第4部第1項の指定審査若しくは課程審査、同第2項のテストコースの審査又は同第4項の随時検査を行うものとする。なお、承認後の当該一般教育機関に関する航空従事者養成施設指定申請・審査要領第4部第4項の随時検査にあたって、受託者の教官、教育施設等はその対象となる。

2. 一般教育機関が航空会社等の施設を借用して一部教育を行う場合の要件

一般教育機関は、以下の要件に適合する場合であって航空局安全政策課長が承認したときは、航空会社等の施設を借用して一部の教育を行うことができるものとする。

(1) 教育規程の審査

- ① 航空会社等の施設を借用して一部教育を行う場合には、教育規程に必要な事項を記載し、航空局安全政策課に届出ること。
- ② 借用する施設は、航空法施行規則第50条の4第6号の基準及び航空従事者養成施設指定申請・審査要領の該当する基準に適合するものであること。
- ③ 航空局安全政策課は、当該施設について、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第4部第4項の随時検査を実施する。

(2) 当該一般教育機関による管理

- ① 当該一般教育機関は、借用した施設に関し、その適切性を管理するものとする。
- ② 上記①の管理の方法は、航空法施行規則第50条の4第8号の「当該養成施設の適確な運営のための制度」として教育規程に規定すること。

3. 一般教育機関が航空会社等の教官を借用して一部教育を行う場合の要件

一般教育機関は、以下の要件に適合する場合であって航空局安全政策課長が承認したときは、航空会社等の教官を借用して一部の教育を行うことができるものとする。なお、一般教育機関の主席教官については、この規定を適用することはできない。

(1) 教育規程の審査

- ① 航空会社等の教官を借用して一部教育を行う場合には、教育規程に必要な事項を記載し、航空局安全政策課に届出ること。

- ② 借用する教官は、航空法施行規則第50条の4第3号又は第4号の基準及び航空従事者養成施設指定申請・審査要領の該当する基準に適合する者であること。
- ③ 航空局安全政策課は、当該施設について、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第4部第4項の隨時検査を実施する。

(2) 当該一般教育機関による管理

- ① 当該一般教育機関は、借用する教官に関し、教官として嘱託発令し、適切に管理するものとする。
- ② 上記①の管理の方法は、航空法施行規則第50条の4第8号の「当該養成施設の適確な運営のための制度」として教育規程に規定すること。

## IV 整備の基本技術に関する教育の取扱いについて

航空従事者養成施設指定申請・審査要領第2部第1項(8)①1)及び2)ただし書きの規定に基づき、一般教育機関において下記1. 又は2. に定めるところにより教育訓練を受講し審査に合格した者にあつては、航空会社等の指定養成施設における一等航空整備士の課程又は航空工場整備士の課程に係る教育訓練に際して3. に定めるところにより整備の基本技術に係る教育を一部省略することができるものとする。

なお以下の基準において、「基本技術Ⅱ」とは航空整備士又は航空工場整備士に適用される整備の基本技術に該当するものをいい、「基本技術Ⅰ」とは航空運航整備士に適用される整備の基本技術に該当するものをいう。

### 1. 整備の基本技術課程

(1) 基本技術課程の設置

- ① 二等航空整備士に係る技能証明課程を有する一般教育機関は、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第17部の規定に基づき、基本技術Ⅱに係る課程(以下、「基本技術課程」という。)を設けることができる。この場合、当該二等航空整備士に係る技能証明課程は、基本技術課程と二等航空整備士専門技術課程(二等航空整備士に係る技能証明課程のうち専門技術に係る課程)に分割される。
- ② 航空運航整備士に係る技能証明課程を有する一般教育機関は、基本技術Ⅱについて十分な教育実績を有し適切な教育訓練能力があるとして航空局安全政策課長が承認した場合、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第17部の航空整備士に係る規定を準用し、基本技術課程を設けることができる。この場合、当該航空運航整備士に係る技能証明課程は、基本技術課程と二等航空運航整備士専門技術課程(二等航空運航整備士に係る技能証明課程のうち専門技術に係る課程)に分割される。
- ③ 上記①において、二等航空整備士専門技術課程については、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第2部第1項(8)①1)ただし書きの規定にかかわらず、入所要件に特別の制限を規定しなくとも、基本技術Ⅱに係る教育科目は履修しないこととすることができる。
- ④ 上記②において、二等航空運航整備士専門技術課程については、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第2部第1項(8)①1)ただし書きの規定にかかわらず、入所要件に特別の制限を規定しなくとも、基本技術Ⅰに係る教育科目は履修しないこととすることができる。
- ⑤ 上記①、②において、二等航空整備士/二等航空運航整備士専門技術課程に関する航空從

事者養成施設指定申請・審査要領第2部第1項(2)①③の適用にあたって、「修了者数」は、所定の教育を修了した者の数から、基本技術課程の技能審査に合格しなかった者の数及びやむを得ない理由により受験できなかった者の数を減じた数とすることができる。

## (2) 基本技術課程の修了

- ① 基本技術課程の修了者は、上記(1)の基本技術課程に関し教育規程に定められた科目及び時間の教育をすべて履修するとともに、当該課程に係る技能審査に合格した者であること。
- ② 基本技術課程の修了者は、二等航空整備士又は航空運航整備士の技能証明に係る学科試験に合格した者であること。
- ③ 当該一般教育機関は、上記①又は②の要件を満足する基本技術課程の修了者であって二等航空整備士又は航空運航整備士に係る技能証明課程の科目及び時間の教育をすべて履修した者(二等航空整備士専門技術課程において技能審査に合格し二等航空整備士の技能証明を受けることとなった者を除く。)に対して、あらかじめ航空局に届出た様式の基本技術修了書を卒業時に交付するものとする。

## 2. 二等航空整備士に係る技能証明課程

### (1) 基本技術課程に相当する科目

- ① 二等航空整備士に係る技能証明課程を有する一般教育機関は、その教育規程において、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第17部第2項に規定する科目を「基本技術課程に相当する科目」として他の科目と区別して規定することができる。
- ② 上記①において、当該一般教育機関は、「基本技術課程に相当する科目」を履修した者に対し当該科目に関する技能審査を他の科目に関する技能審査と別に実施することができる。

### (2) 基本技術課程に相当する科目の修了

- ① 基本技術課程に相当する科目の修了者は、上記(1)の「基本技術課程に相当する科目」として教育規程に定められた科目及び時間の教育をすべて履修するとともに、当該科目に係る技能審査に合格した者であること。
- ② 基本技術課程に相当する科目の修了者は、二等航空整備士の技能証明に係る学科試験に合格した者であること。
- ③ 当該一般教育機関は、上記①及び②の要件を満足する基本技術課程に相当する科目の修了者であって二等航空整備士に係る技能証明課程の科目及び時間の教育をすべて履修した者(二等航空整備士に係る技能証明課程に係る他の科目についても技能審査に合格し二等航空整備士の技能証明を受けることとなった者を除く。)に対して、あらかじめ航空局に届出た様式の基本技術修了書を卒業時に交付するものとする。

## 3. 航空会社等の指定養成施設における整備の基本技術に係る教育の一部省略

### (1) 対象となる指定養成施設

この規定により整備の基本技術に係る教育を一部省略することができる課程は、航空会社等における一等航空整備士又は航空工場整備士の技能証明に係る指定養成施設の課程であって、航空局安全政策課長が当該教育の一部省略を行うことについてその教育訓練並びに審査の能力及び実績が適切であるとして承認したものとする。

(2) 対象となる科目

この規定により教育を一部省略することができる科目は、基本技術Ⅱ（学科教育及び実技教育）とする。航空会社等は、上記(1)の承認に先立って、実施する教育科目/教育時間の案を提示するものとする。

(3) 対象者

- ① 上記1. (2)③又は2. (2)③の規定により基本技術修了書の交付を受けた日以降、航空会社等において継続的に基本技術Ⅱに係る整備作業に従事している（研修等による一時的な中断を除く。）と認められる者であつて、
- ② 上記1. (2)③又は2. (2)③の規定により基本技術修了書の交付を受けた日から起算して5年以内に、下記(4)の技能判定審査に合格し当該指定養成課程に入所する者。

(4) 技能判定審査

- ① 技能判定審査は、基本技術Ⅱの科目に係る技能の判定審査であつて指定養成施設として行われる技能審査に準ずるものであること。なお、技能判定審査において実施した実技審査及び口述審査の概要は、四半期毎に航空局安全政策課に報告するものとする。
- ② 技能判定審査は、基本技術Ⅱを担当する技能審査員又は同等の能力を有する者が実施すること。
- ③ 教育規程に、技能判定審査の方法（技能判定審査を行う者の氏名・資格・経歴等を含む。）を規定すること。

## V 附則

この通達は、公布の日から施行する。

**附則**（平成23年6月29日国空乗第128号）

（施行期日）

この通達は、平成23年7月1日から施行する。

**附則**（令和4年3月29日国空航第3037号）

（施行期日）

この通達は、令和4年4月1日から施行する。